

令和5年度 第1回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和5年4月25日

令和5年度 第1回定例総会議事録

1. 日 時 令和5年4月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域)	1 番 古倉 一郎	2 番 矢本 規夫	
(氷上地域)	3 番 芦田 義彦	4 番 足立 正典	5 番 金子 隆司
	7 番 山本 浩子	8 番 足立 康裕	
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 俊哉	11 番 足立 信昭
(春日地域)	12 番 臼井 光茂	13 番 荻野 隆太郎	14 番 近藤 眞治
	15 番 田川 良一	16 番 婦木 克則	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 耕作	19 番 野垣 克巳
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 杉山 重利	23 番 高見 由行
	24 番 橋本 慎司		

○欠席委員 (1名)

6 番 徳田 義信

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地の一時利用について

報告第 2 号 農地の形状変更届について

報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 4 号 農地法第5条の規定による申請の取下願について

報告第 5 号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

5. 閉会

1. 開会

○議長 会議を始めたいと思います。ただいまより、令和5年度第1回定例総会を開催いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 本日の総会の出席人数でございます。議席番号6番の徳田義信委員から欠席届、議席番号7番の山本浩子委員から遅刻届が提出され、在任委員24名中、出席委員は22名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

(議案書の訂正)

3. 議事録署名委員の指名

○議長 それでは、日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号9番の足立篤夫委員、議席番号10番の足立俊哉委員、よろしくお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号30番 ～

～ 報告第3号 番号1番 ～

○議長 それでは、日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、規模拡大のための申請です。図面は10ページに示しています。

申請地は遊休農地で、譲渡人には遊休農地の管理について、再三指導を行ってききましたが、今までは何の反応もなく、放置されていました。

地域委員会としては、このまま放置もできず、何とか名義人の息子さんに直接連絡できるようになりまして、話をしたところ、処分したいという意向であることが分かり、今回の申請に

なりました。

現在は、耕作ができるように、復田作業が行われています。

もう1枚、同じように放置された農地があるわけですが、そちらについても耕作ができるように、復田作業が行われています。ほぼ終わっているぐらいで、本当にきれいになったわけですが、これから耕作者を見つける作業が農業委員会にもあります。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号2番～番号6番、報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号2番は、売買により農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号3番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号3番は、農地を売買により購入し、経営規模を拡大したいというもので、12ページに図面を示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、誓約書につきましては、申請者の所有農地に未申請の転用農地があったので、8月には非農地証明願を提出する予定でございます。

○委員 番号4番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページに示しています。申請地の名義人は、施設に入居されていますので、息子さんが名義人の承諾を得て、手続きをされています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

○委員 番号5番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号5番は、農地を売買により取得し、これから農業経営を開始されます。図面は14ページに掲げております。

拠点が斜線部分の左側、この古民家を購入されて、隣接します今回申請地を同時に取得し、

耕作を開始されます。

黒く塗り潰してあるところが、先ほど事務局より説明がありました、2アール未満の届出箇所となります。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番の申請者は兄弟で、無償譲渡と聞いております。図面は15ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番及び報告第3号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第3号の番号1番について、御承知おきください。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号7番～番号12番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告ですが、番号7番、番号8番については、併議とさせていただきます。

それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号7番、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番、番号8番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は16ページと17ページに示しています。

譲受人は農の学校の卒業生で、既に丹波市に移住をされております。野菜作りに専念されるということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、18ページに図面を付けております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続きまして、番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号10番の申請人は親子関係にありまして、譲受人は親から農地を譲り受け、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページと20ページに付けております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続きまして、番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号11番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、21ページに図面を付けております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続きまして、番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、22ページに図面を付けております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番、番号8番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番、番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。
番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号13番～番号21番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号13番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号13番は、農地を売買によって取得し、農業経営を開始したいということでございます。

図面は23、24、25ページに示しております。

この方は、この4月から農の学校の学生として、これから勉強しようということでございますが、一部、現在はもう栗園になっております。これを維持管理しながら、今後果樹をやっていきたいということでございます。

25ページを見ていただきますように、家を取得し、ここを拠点と考えております。農機具関係も全て取得されております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

空き家に附属して売買を希望する農地で、図面は26ページに示しております。

野菜を中心として作りたいということでございます。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号15番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号15番は、売買により農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、27ページに地図を付けております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号16番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号16番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しております。

申請地の南側の農地が、申請者の所有農地であり、ナタ豆を生産されております。

今回の申請地を取得することにより、一体的にナタ豆栽培をし、拡大しようとするものです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号17番、番号18番、次のページの番号21番の3つを、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号17番、番号18番、番号21番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29、30、32ページにお示ししております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号19番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

その前に、先ほど事務局から訂正事項で、○番の土地の削除がございましたのに合わせまして、地図の31ページの、ちょうど右の真ん中あたりにあります○番、503平米の地図も、削除をお願いします。

説明に入らせていただきます。

番号19番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は、31ページ、32ページにお示ししております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号20番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号20番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は、31ページ、32ページ、33ページにお示ししております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

先ほど氷上地域でもございましたけども、番号19番、番号20番については、ご住所が違いますが、同一の農家世帯と言いますか、農家台帳が同じ世帯になりますので、耕作面積は同じでございます。御兄弟ということで、確認しております。

- 議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。
- 番号13番について、質問、意見等はございませんか。
- （「意見なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号13番について、許可することとしてよろしいですか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。
- 番号14番について、質問、意見等はございませんか。
- （「意見なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号14番について、許可することとしてよろしいですか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。
- 番号15番について、質問、意見等はございませんか。
- （「意見なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号15番について、許可することとしてよろしいですか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。
- 番号16番について、質問、意見等はございませんか。
- （「意見なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号16番について、許可することとしてよろしいですか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。
- 番号17番について、質問、意見等はございませんか。
- （「意見なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号17番について、許可することとしてよろしいですか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。
- 番号18番について、質問、意見等はございませんか。
- （「意見なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号18番について、許可することとしてよろしいですか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。
- 番号19番について、質問、意見等はございませんか。
- （「意見なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２２番～番号２５番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号２２番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は３４ページに付けております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号２３から番号２５番まで、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２３番は、住宅に附属している農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は３５ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号２４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３６ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号２５番は、これも住宅に附属している農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は３７ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 2 2 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 2 2 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 2 3 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 2 3 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 2 3 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 2 4 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 2 4 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 2 4 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 2 5 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 2 5 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 2 5 番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、番号 2 6 番～番号 3 0 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 2 6 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 2 6 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 3 8 ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号 2 7 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 2 7 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 3 9 ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

○委員 番号 2 8 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 2 8 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 4 0 ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
○委員 番号２９番、番号３０番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号２９番は、住宅に附属している農地を売買により取得し、農業経営を始めたいというもので、図面は４１ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号３０番は、農地を取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は４２、４３ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この譲受人は、この４月に農の学校の入学者で、今回、春日地域でも農地を取得しております。土、日しか休みがないのにできるのか、そここのところを確認しましたが、本人は、ちゃんとするということでした。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２６番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２７番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２８番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２９番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３０番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番、番号2番 ～

～ 議案第2号 一時転用 番号1番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号1番は、申請地に集合住宅を建築するための申請です。図面は46、47ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道にあり、かつ500メートル以内に医療施設が2カ所存在しているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番につきましては、農家住宅と庭ということでございます。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されると考えます。

図面は48ページに示しております。

これにつきましては、始末書付きということでございます。今から始末書を読み上げます。

私の父、この方はもう逝去されておりますが、昭和50年頃に上記の土地に農業用住宅を建

てて、利用していましたということでございます。農地を造成、宅地化するにあたり、農地法の許可を取らずして、大変申し訳なく思っております。今後こういうことのないように十分に注意いたしますので、今回の申請の件、御許可いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

図面の４８ページを見ていただきますように、土地そのものがちょっと剣先のようになっております。ちょっと南側に農家住宅と、庭等がございます。あと、残りにつきましても、今きれいにしていまして、なかなかこの剣先のような土地で、畑として利用しにくいので、ここは整備し、お庭等にしたいということでございます。

もう１つ、土地の先に、この住宅地図にありますように、２軒の住宅がございまして、ここに今、御子息様の家が建っております。

以上でございまして、転用面積は事業計画に対して妥当なものであり、農地法第４条第６項の各号には該当せず、いずれも申請内容には問題がないことを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 ちょっと聞いていたかもしれないんですけど、この農家住宅と庭を建て替えられるものですが、これ工事車両はどこから入られるんですか。

○委員 建て替えではないんですけども、今現に農家住宅が建っております。始末書を添付しておりますけれども、昭和５０年頃にもう建っておるということでございます。既存の農家住宅がございまして。

進入路は、私道がございまして、この南側から家に入るとということでございます。入っていただけます。これ自分のところでございますので。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等ございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第４条の規定による農地等の一時転用許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、一時転用、番号１番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１番を議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号１番は、かさ上げによる農地改良を目的とした、一時転用の申請です。図面は１１ページに示しております。

申請地の農地区分は、第１種農地、第２種農地及び第３種農地の、いずれの要件にも該当しない農地であり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない、小集団の生産

性の低い農地であるため、第2種農地であると判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地への営農への支障はないものと思われます。

また、農地に復元されることも確実であり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

道路法第32条の許可申請書、法定外公共物使用許可申請書が添付されております。

また、疎明書が出ております。これは○番○、図面の一番北側の三角形の田でございます。この隣接農地の方の同意が得られていません。御家族の協議ができないため、同意書に押印できませんが、内容については理解が得られており、地元関係者からの理解も得られているものです。

補足といたしまして、かさ上げにつきましては、面積が大きいので、4工区に分けて、随時工事を行う計画です。造成期間は、許可日から3年間の計画をしています。かさ上げができたところから、小豆等の作付が計画されています。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

これは大規模案件ですので、隣接する青垣地域委員長より、確認報告をお願いいたします。

○委員 去る4月18日の、午後、三役とともに現地で確認をさせていただきました。

現地は一部、ススキのような草が生えている状態のところもあったわけでございますけれども、また湿地状態で、長靴を履いていても入りにくいというような箇所もございました。

そういったところを、かさ上げをして改良しながら、農地として有効に活用したいということのようでございます。

これたくさんの筆数になつとるんですけども、大体最終的には5枚ほどにまとめたいというふうな意向が見られますので、優良農地に仕立てて、作物の内容については、小豆を作付されるということを聞いております。

また表土についても、近くに一定の量を確保されておりますということを、聞かせていただきました。3人の社員さんの御案内で、説明を受けております。問題ないと感じております。

○議長 それでは、番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 4条というか一時転用で、今回申請されるということは、以前に3条で取得されているということになるかと思うんですが、そもそも3条で取得されたときに、この土地を作付するという条件で、されておられたと思うんですが、それは満たされていたのかっていうのと、それから4期の工期に分けて、圃場整備を3年間ですというお話でしたが、それを一度に申請する必要があるのかどうか。かなり大きな案件ですので、そのあたりの裏づけを教えてくださいと思います。

○委員 まず作付ですけども、小豆と大豆を作付されて、農協に出荷をされております。それは確認しております。

○委員 もうここに以前から。先ほど、何か長靴でも入りにくい話でしたけど。

○委員 そういう意味では作付けされておりましたが、ここは管理がされております。

それと、4工区に分けてすることですけども、この図面を見ていただいたら分かりますように、進入路として使用する、大きな道がございませんので、11ページ地図で、高速道路の下、まず右側のほうの「○○」の文字のうち、「○○」の文字の下に道がありますね。その内側から入って行って、三角なりの圃場、○番○の圃場のところ、ここから進入して、その次の四

角の○番のところに入って、それから下の大きな圃場ですね。そこに工事車両を入れるというのです。奥から順番にかさ上げをされます。手前の農地を進入路として、通っていきますので、一体の申請となっています。

○委員 ありがとうございます。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号10番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番、番号2番 ～

～ 報告第4号 番号1番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番は、農地を防火水槽と露天駐車場として利用するための申請です。なお、申請地の半分は、既に防火水槽が設置済みであり、令和元年10月4日付けで、丹波市から公共工事の届が出されているものです。図面は13ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道にある農地で、500メートル以内に教育施設と医療施設があるため、第3種農地と判断されると考えます。

また、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

地域委員会としては、転用面積は最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番～番号9番、報告第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告ですが、まず番号2番と番号3番について、併議とさせていただきます。それから、番号4番と番号5番も同じく併議とさせていただきます。それと、番号6番と番号7番についても併議という形で、進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番、番号3番を、議席番号○番の〇〇が説明いたします。

番号2番、番号3番は、譲受人が売買により、太陽光発電設備を設置するための申請です。図面は54ページに示しています。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

続きまして、番号4番、番号5番を、議席番号○番の〇〇が説明いたします。

番号4番、番号5番は、譲受人が売買により、太陽光発電設備を設置するための申請です。図面は54ページに示しています。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

図面54ページを見ていただきますと、進入路なんですが、番号2番、番号3番の申請地の横に、「〇〇」と印字されております場所があります。そこが先月に審議いただいた場所でございます。そのこと、その業者と番号2番、番号3番の申請地の業者は別でありまして、さらに番号4番、番号5番の業者と、番号2番、番号3番の申請地の業者は、また違っております。

ですから、最初に言いました「〇〇」と印字されております左側に、小さな道があるんですけれども、そこから進入して、その業者と、今回の番号2番、番号3番の申請の業者、それから番号4番、番号5番の申請地の業者の間で、通行の許可証を取るというふうに聞いております。進入路はそういうことで、お互いの申請地を通るということでございます。

続きまして、番号6番、番号7番を、議席番号○番の〇〇が説明いたします。

番号6番、番号7番は、譲受人が売買により、太陽光発電設備を設置するための申請です。図面は55ページに示しています。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

番号8番を、議席番号○番の〇〇が説明いたします。

番号 8 番は、譲受人が売買により、太陽光発電設備を設置するための申請です。図面は 5 5 ページに示しています。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地のため、第 2 種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○委員 番号 9 番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号 9 番は、貸露天駐車場、貸資材置場、貸土砂置場の所有権移転の許可申請でございます。図面は、5 6 ページに示しております。

農地区分は、住宅等が連たんする区域に接近し、かつ農地の集団規模が 1 0 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地と判断をいたしました。

地元の同意も得られておりますし、周辺農地の営農への支障はないと思われます。

また、転用目的も問題なく、転用面積も妥当であり、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当せず、許可基準を満たしておりますので、地域委員会といたしましては、許可相当といたしました。

なお、使用貸借契約書も添付されております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 2 番、番号 3 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 2 番、番号 3 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 2 番、番号 3 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、番号 4 番、番号 5 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 4 番、番号 5 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 4 番、番号 5 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号 6 番、番号 7 番、並びに 8 3 ページの取下願につきまして、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 教えてください。取下げの分です。まず、申請年月日が 2 月 3 日ということは、普通であれば、3 月中に転用許可が出ると。それであれば、申請の取下げやなしに、許可証の返戻かなと思って。思ったら、3 月 1 0 日にこの申請の取下願が出ておる。3 月 1 0 日に取下願が提出された後、3 月に総会が行われてます。3 月 5 日の締め切りが過ぎとるから、3 月には報告

しなかったということなのかなというふうには想像できるわけですけど、何か、見え隠れする感じがしてしょうがない。何かこれがつながってきとるような気がしてしょうがないんですけど、今申し上げたようなスケジュール的なところが、3月5日の締め切りを過ぎとったから、3月は報告しなかったという、そういうことでよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

取下げの関係が、何か見え隠れするというお話であります、全くそれはございません。その点ははっきりと申しあげておきたいと思います。

まず、申請年月日といいますのは、農地法の第5条の許可申請がされた年月日でございます。で、御指摘あったとおり、2月の地域委員会で審議をし、2月の定例総会に提案をしたというものでございます。

その後、許可相当ということで、進達をしまして、県のほうに書類は行っております。そこから約1カ月の県の審査を経て、許可ということになります。

取下願が提出されたのは3月10日でございますので、県は審査中であり、県は許可をしておりますので、申請の取下げという扱いになります。

取下願があった場合に、県が取下げを認めるかを決定して、受理通知書を申請人に交付します。受理通知書は3月17日に出しております。ですので、3月には間に合わなかったので、4月に報告をしたという流れでございます。

以上です。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番、番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。なお、83ページの取下願について、御承知おきください。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 9 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 1 0 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 0 番について、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 1 0 番は、農地を売買によって取得し、一般住宅、露天駐車場として利用するための申請です。図面は 5 7 ページに示しています。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地のため、第 2 種農地と判断されると考えます。

譲受人は、譲渡人と親子であり、今回の申請となりました。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

転用面積は必要最小限であり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 0 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 0 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 0 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権の設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、使用貸借権設定、番号 1 番、番号 2 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会からの確認報告ですが、番号 1 番と番号 2 番は併議とさせていただきます。

それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 番、番号 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番、番号 2 番は、使用貸借権を設定し、草堆肥施設を作るための申請です。

農地区分は、農振農用地ではありますが、農業用施設のため、例外的許可事由に該当すると考えます。

また、1. 7 メートルのかさ上げをし、できたところから草を置いていくということです。

申請者からの植物性堆肥生産施設の説明がありますので、読み上げます。

目的として、SDGs の取組として、国は 2 0 5 0 年までに有機圃場を農地の 2 5 % に拡大する目的を出しました。

丹波市においても、オーガニックビレッジ宣言を申請したところで、有機農業に取り組む農家に対し、植物性堆肥を生産する仕組みを構築する。材料として、行政が除草を委託した道路

の刈草を利用する。

生産方法として、植物性堆肥生産施設に刈草を4メートルほどに積み上げていき、発酵を促す。発酵温度が65度になると、機械で切り返しを繰り返す。3年すると完熟した植物性堆肥が完成する。

利用者として、野菜直売所の生産者や自家用の食材を有機農法で生産される方。また、堆肥量は現在検討中であるということです。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、雨水は、申請地内に側溝を設置し、そこに雨水を流すというものです。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番、番号2番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番、番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

ここで休憩に入ります。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第4号 番号1番～番号8番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、まず、番号1番のみ確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は63ページに示しております。

4月13日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期につきましては、平成12年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当する

ため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、番号2番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 番号2番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は64ページに示しています。

4月13日に現地確認したところ、現地は住宅跡地となっています。農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、証明することに問題ないと考えています。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号3番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は65ページに示しています。

4月13日に現地を確認したところ、現地は農業用倉庫が建っており、農地への復旧が困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

農地でなくなったのは、昭和61年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えております。

○委員 番号4番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は66ページに示しております。

4月13日に現地確認をいたしました。現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと思われます。

なお、○番○、○番○は、平成13年、○番○は昭和62年頃からでございます。地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会といたしましては、証明することに問題がないと考えております。

番号5番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は22ページに示しております。

4月13日に現地を確認いたしました。現地は農業用倉庫と住宅となっております。農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと思われます。

また、農地でなくなった時期は、昭和59年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会といたしましては、証明することに問題がないと考えております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は67ページに示しています。

4月14日に現地を確認したところ、現地は工場の敷地として、使用しておられますので、農地への復旧が困難であり、周辺の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和45年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は68ページに示しております。

4月14日に現地を確認したところ、現地は山林となっています。農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和45年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題はないと考えています。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は69ページに示しております。

4月12日に確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和２５年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号８番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号８番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第５号 ～

○議長 議案第５号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第５号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１番を議席番号〇番の〇〇が報告します。現地は露天駐車場に使用されておりまして、雑種地に間違いないと思います。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第５号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第５号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第６号 ～

○議長 議案第６号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第６号朗読

○議長 柏原地域委員会からの確認報告ですが、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

（該当委員退席）

○議長 それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号4番まで、4月14日の柏原地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 氷上地域におきましても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号5番から番号17番まで、4月13日の氷上地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 青垣地域におきましても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号18番から番号29番まで、4月13日の青垣地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 春日地域におきましても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号30番から番号49番まで、4月14日の春日地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと教えてほしいんですけど、番号45番の方、これ初めて聞くんですけど、これ名前が変わったんですか。誰か。それとも新しい人なのか。

- 議長 春日地域委員会から確認報告を。
- 委員 名前が変わったということですか。
- 委員 か、新しい人なんか。
- 委員 法人の名前が変わったんです。
- 委員 前からやってはるんですか。
- 議長 重ねて説明していただいて。
- 委員 どの年代ぐらいからやってはるのかは、こちらは分かりません。
- 議長 ○○委員。
- 委員 この会社の内容を御存じですか。
- 委員 細かい内容までは知りません。こないだ、今回ここに利用権設定が出てきておりましたので、地元の方や農業委員さんも、この方の栽培方法について、疑問なり質問、心配が多いという認識の下で、春日地域委員会に、会社の従業員に出席してもらいまして、どういう耕作をするのかと、今回の申請に対して質問をしまして、確認をいたしました。
- 結果、今まで有機栽培を中心に、全ての水稻をやってきた。しかしそれでは手が回らないし、十分な収穫が得られないということが分かった。で、今後全てを有機栽培にするんじゃないしに、もう少し手のかからない、特別栽培米という減農薬ですか。そういったものに変えて、十分田んぼに除草なりの手が回るような栽培方法に切り替えますと。それで、地元の方や農業委員さんの心配を何とか解消していきたいという意欲を示されました。
- 委員 以前に氷上地域でも問題になったことは御存じですか。利用権の内容について。
- 委員 その以前の内容は、よく私は知らないんですけど。
- 委員 この場で言うてもうとるんやから、理解した上で言うてもらわな。具合悪いんやけど。
- 議長 すいません。ちょっと固有名詞が出そうなので、暫時休憩をして、話をしてもらいますので、すいません。ここで暫時休憩を、はい。
- 委員 じゃあ暫時休憩で。

(休憩)

(再開)

- 議長 それでは、会議を再開いたします。
- 委員 今質問がありました、利用権の設定を受ける方の耕作状況、今後どうしてやっていくんだということを、地域委員会に来ていただいて、説明を受けました。今までの有機栽培では、もう管理ができないということがもうはっきりしたので、会社の方針として、特別栽培米の形で、何とか雑草を抑えて、栽培面積が増えるようにやっていく方針に変えました。ということでしたので、了解をしたということです。
- 以上です。
- 委員 過去の経過もありますので。
- 委員 いや、それはもう信用するしかないんです、そう言われると。
- 委員 よう見回るようにしてください。
- 議長 よう見守っというてくださという意見で、よろしいですか。
- 春日地域の案件について、ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、山南地域におきましても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号50番から番号57番まで、4月12日の山南地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

そのうち、番号50番なのですが、住所は市外になっておりますが、市内にお住まいになっておりまして、住所の変更は事情があつてされてないそうです。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 4月12日に番号58番から番号95番まで確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 特にありませんけれども、例年3月に申請しておりましたが、コロナ禍の判断、また葬儀等により、申請が遅れまして、今月の申請になりましたことを、お詫びしますというように、代表者から連絡が入っております。

○議長 質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番、番号2番、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することはございますか。

質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第5号 ～

○議長 報告第5号、農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第5号朗読

○議長 質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号、農業経営改善計画の認定について、御承知お
きください。

本日予定しておりました議案につきましては、以上となります。

では、事務局からお願いします。

○事務局 (事務連絡)

○議長 これで令和5年度第1回丹波市農業委員会定例総会を閉会します。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和5年4月25日

議 長 _____ ㊟

議事録署名委員 (9 番委員) _____ ㊟

議事録署名委員 (10 番委員) _____ ㊟